

AI/デジタル業界をめぐる米国の競争政策と動向

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024年1月17日号

執筆者:

[角田 龍哉](#)

t.tsunoda@nishimura.com

近時、米国では AI/デジタル業界をめぐる競争政策に関するいくつかの動向が見られ、日本で検討が進む文化庁等における関連動向にも示唆があるように思われます。そこで、以下では、これらの関連動向を概観します。

1. 「生成 AI とクリエイティブエコノミー」に関するスタッフレポート

2023年10月30日に公表された安全、セキュアで信頼できる AI の開発・利用に関する大統領令（大統領令 14110 号）5.3 条（a）は、米国 FTC に対して、AI 関連取引における競争の確保や、AI によって生じ得る弊害から公衆を保護するために、適切な場合にその権限（FTC 法 5 条に基づく規制権限）を行使すべきかを検討することを奨励しています¹。

こうした動向に関連して、米国 FTC は、2023年10月4日、様々な脚本家や俳優等が参加した「生成 AI とクリエイティブエコノミー」と題するワークショップを開催し²、2023年12月にスタッフレポート（以下「スタッフレポート」といいます。）を公表しました³。スタッフレポートでは、ワークショップを通じて以下の4つのテーマに焦点が当たったことが紹介されています（8頁）。

- ① 生成 AI のモデルの訓練のために、クリエイターの創作物がどのように収集され、利用されているのかに関する懸念
- ② 生成 AI のアウトプットがクリエイターの業界や生計にすでに与えている影響
- ③ クリエイターの懸念に対処するために AI 事業者によって提案されているソリューションに関連する問題
- ④ 労働組合の協定を通じて業務に AI を使用したいか否かを選択するクリエイターの権利を明記することを含む、クリエイターが自身とその業界を保護するために求めている代替策

具体的には、スタッフレポートでは、「反倫理的な」スクレイピングがもたらす問題のほか、訓練用データセットからのオプトアウト措置はクリエイター側にコンテンツの特定等の負担の転嫁につながることや、脱学習（unlearning）の確認が難しいことなども指摘されています（9～10、14～16頁）。他方で、生成 AI の訓練に用いられたデータに対するアクセスの付与（なお、この点は脚本家等の組合が妥結した基本契約等にも含まれていないようです⁴。）や、訓練に用いられたことに対する補償（compensation）に関する要求などについてもコメントは見られるものの、法的な権利や法制度的な仕組みによる対応の提案等には触れ

¹ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/>

² <https://www.ftc.gov/news-events/events/2023/10/creative-economy-generative-ai>

³ <https://www.ftc.gov/reports/generative-artificial-intelligence-creative-economy-staff-report-perspectives-takeaways>

⁴ 拙稿「米国等における AI とメディア・クリエイターをめぐる業界・政策動向」コピライト No.753 Vol.63 参照。

られていません。

競争上の懸念のある行為としては、既存の市場における地位を AI やデジタルコンテンツを含む関連製品の市場に拡大する行為が挙げられています。FTC 法 5 条の規制対象となる可能性がある行為としては、クリエイターの作風、音声等を模倣することを含む、AI ツールから生成されたアウトプットの販売や、クリエイターの同意を欠いた保護された表現を用いた AI ツールの学習によって、消費者を欺罔したり、クリエイターの信用や既存・将来の創作物の価値を棄損したりする行為等が紹介されています（6～7 頁）。

なお、上記のような内容は、米国著作権局が実施した AI に関する意見募集手続において、米国 FTC が提出した意見にも盛り込まれていました⁵。その意見の中では、例えば、クリエイターの同意なしに保護された表現を用いて AI ツールを訓練したり、クリエイターの文体、ボーカルや楽器の演奏、肖像を模倣する等の AI ツールから生成されたアウトプットを売却したりすること等は、米国著作権法に違反する可能性のある行為であり、こうした著作権侵害行為が消費者を欺罔したり、クリエイターの評判を悪用したり、既存又は将来の作品の価値を低下させたり、個人情報や漏えいさせたり、その他の方法で消費者に重大な損害を与える場合には、不公正な競争方法や不公正あるいは欺瞞的な行為にも該当すると指摘しています。さらに、著作権法に適合している可能性がある行為であっても、FTC 法 5 条に違反する可能性はあることも確認されています。

2. AI とデータ

米国 FTC は、AI に関して、スタッフレポートの冒頭でも消費者のプライバシーを侵害するデータの利用に対する訴追事例を紹介しているように、プライバシー保護に向けた法執行を通じて AI の規制を実践している面があります。近時、データブローカーに対して、センシティブな位置データを曖昧な情報開示の下で売却することの禁止や⁶、かかるセンシティブな位置データを利用したモデル/アルゴリズムの廃棄等を命令しています。このような執行においては、AI モデル事業が更なるデータ収集へのインセンティブ付けをするものであることからしても、こうしたセンシティブなデータの利用等に一定の歯止めを設けることに意義があるとされています⁷。

米国 FTC は、2024 年 1 月 9 日、AI 事業者によるプライバシーと機密保護に関するブログ記事を投稿しました。

同記事で米国 FTC は、モデルを開発・ホストし、エンドユーザーへのインターフェイスや API を介して、オンラインストア、ホテル、金融機関等の第三者の利用に供するサービス（Model as a Service (MaaS)）の提供者は、追加のデータを継続的に取り込むというビジネス上のインセンティブを有しており、これは利用者のデータやプライバシーの保護、事業者の競争上重要なデータ（API を通じた利用企業の事業データの収集、推測等）の保護と相反するリスクがあると指摘しています。

例えば、①（モデルの訓練や再訓練といった）公にしている目的には顧客のデータを利用しない旨の表明、あるいは利用規約やマーケティング資料等で説明していた内容に反するデータの利用や、②重要な事実

⁵ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/11/InCommentSubmittedtoUSCopyrightOfficeFTCRaisesAIrelatedCompetitionandConsumerProtectionIssuesStressingThatItWillUseItsAuthoritytoProtectCompetitionandConsumersinAIMarkets>

⁶ これらの位置データは、米国政府機関等にも売却されていたとのことです<https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/X-Mode-Complaint.pdf>。

⁷ <https://twitter.com/linakhanFTC/status/1744776434696982601>

(特定の法域でのみ積極的な同意なく顔識別情報を収集しない等)を開示せずに顧客からデータを収集すること等が、消費者保護法や競争法に違反するリスクがあると説明されています⁸。

今後、米国 FTC は、2024 年 1 月 25 日、AI に焦点を当てた Tech Summit を開催予定であり⁹、AI については、様々なユースケース等がある一方で、詐欺や悪用に利用される可能性や、反競争的な戦略によって自社の優位性を固め、競争を妨げる可能性があるとして指摘しています。イベントでは、①AI、チップ、クラウド、②AI、データ、モデル、③AI と消費者向けアプリの三つのパネルセッションが予定されています。

なお、米国 FTC は、2023 年 11 月 13 日、音声クローン技術の不正対策の懸賞の開催を公表しています(2024 年 1 月 12 日~~付~~)¹⁰。

3. 2023 年合併ガイドライン

2021 年 7 月に発出された米国大統領令 14036 号は、連続的な買収 (serial merger)¹¹、萌芽期の競争者 (nascent competitor) の買収、データの集積、アテンションマーケットにおける不公正な競争、ユーザー監視、ネットワーク効果の存在などに起因した支配的なインターネット・プラットフォームの台頭など、新しい産業や技術によってもたらされる課題に対処するために競争法を執行することがバイデン政権の方針であることを指摘し、こうした方針に対応すべく、米国 FTC 及び米国司法省が既存の合併ガイドラインを見直す旨を奨励していました (Section 1.、Section 5. (c))。

これを受け、2023 年 12 月 18 日、米国 FTC 及び米国司法省は、意見募集手続を経て、新しい合併ガイドライン (以下「2023 年合併 GL」といいます。) を公表しました¹²。デジタルサービスと関連することが多いと思われる箇所としては、例えば以下のような潜在的な競争やプラットフォームに関する考え方が挙げられます。

- 少数の事業者シェアが集中しているような場合 (集中的な市場である場合) には、潜在的な競争者の買収により、①将来の競争が排除されたり、②既存の競争圧力が排除されたりすることとなることで、競争法に違反するおそれがあります。①については、合理的な新規参入の可能性や、新規参入予定者がもたらす競争促進効果などの観点から、②については、被買収者が既存事業者から見て潜在的な参入者になると合理的に認識されている可能性や、潜在的な参入者と認識されている事業者が既存事業者に与える影響などの観点から、判断されます (Guidelines 4、2023 年合併 GL2.4.)。
- 支配的地位を確立・拡大することとなる買収は、競争法に違反するおそれがあります。例えば、エコシステムにおける競争の活性化が期待される場面や、技術転換が起こり得る場面においては、萌芽期にある競争者を買収することで、当該競争者からの競争圧力が排除されるかどうかの問題となりやすくなっています (Guidelines 6、2023 年合併 GL2.6.A.)。
- プラットフォームに関連する買収においては、①プラットフォーム間で行われる競争、②プラット

⁸ https://www.ftc.gov/policy/advocacy-research/tech-at-ftc/2024/01/ai-companies-uphold-your-privacy-confidentiality-commitments?utm_campaign=ftc_blog_post_highlights_&utm_content=1704820028&utm_medium=social&utm_source=twitter

⁹ <https://www.ftc.gov/news-events/events/2024/01/ftc-tech-summit>

¹⁰ <https://www.ftc.gov/policy/advocacy-research/tech-at-ftc/2023/11/preventing-harms-ai-enabled-voice-cloning>

¹¹ 一定の連続的な買収が競争法に抵触し得ることについては、2023 年合併 GL2.8 のほか、OECD でも注目を集めています <<https://www.oecd.org/daf/competition/serial-acquisitions-and-industry-roll-ups.htm>>。

¹² <https://www.justice.gov/atr/2023-merger-guidelines>

フォーム上で行われる競争、③プラットフォームに取って代わる（プラットフォームへの依存度を引き下げる）ための競争への影響に着目します（Guidelines 9、2023年合併 GL2.9.）。

実際にも、米国 FTC（及び米国司法省）は、これまで潜在的な競争を阻害する企業結合に対して数次にわたる法執行を掛けており（Meta/Within、Adobe/Figma、Sanofi/Maze 等）、（全てのケースで当局側が勝訴しているわけではないものの、）企業結合取引の不確実性を高める要因になっているようであり、2023年合併 GL に従った審査事例の積み重ねによる安定性の確保が期待されます。

4. 日本における AI ガバナンスへの若干の示唆

AI とクリエイター等との関係については、日本でも、文化庁における知財政策（著作権法）と競争政策を交えた議論が進んでおり、音楽分野では新しい収益還元の仕組み等に関する検討も見られます¹³。AI の文脈に限定されないものの、個人情報保護委員会では子どものプライバシーの保護のための検討を行う様相も見当たります¹⁴。こうした日本における動向に対する見立てを考える上では、米国での関連動向が大なり小なり参考になると思われます。

2023年合併 GL やそれに関連した執行動向についても、これまでも米国での動向が日本の企業結合ガイドラインに反映されてきたこと等からすれば、今後の日本の企業結合審査における着目点を推し量る際の検討材料になると考えられます。（ただし、いずれの米国の動向も、今のところ、米国内もさることながら国際的にも広く共通認識化したものとはまでは言い難く、日本の法政策や実情に合わせて一定の距離感を意識する必要はあると思われます。）

なお、EU でも、昨年末、デジタル市場法（DMA）の適用対象となるコアプラットフォームサービスに生成 AI を新たに追加したり、クラウドコンピューティングサービスを提供するゲートキーパーを新たに指定したりすることを提案するレポートが欧州議会で採択され¹⁵、2024年1月9日から同年3月11日にかけて、VR・生成 AI について競争法政策が関与すべき場面に関する意見募集が始まっています¹⁶（2024年1月30日には TTC（米欧貿易技術評議会）が予定されています）。前記ワークショップのように、競争当局が、まだ必ずしも十分な情報を有しておらず、変化も激しいと見込まれる領域に関しては、今後の取引慣行の形成過程をモニター・関与すべく、既存の事業者に限らず広く一般から意見を募る取組が見られます。

こうした取組は、当局の政策立案に係るナレッジやリソースの補完という観点のほか、中小規模の事業者や新規参入者が先行する形成途上のルールや慣行に飲み込まれないようにする余地を残したり、ルール形成に係る正統性をできる限り確保したりする観点からも重要です。その意味では、（マルチステークホルダーのアプローチの観点からは、直接の規制対象になり、必ずしも規制当局と常に同じ方向を向くとは限らない事業者からのインプットも引き続き重要であるのと同時に）直接の規制対象とならないような関係者からのインプット、参画を（も）期待されている取組として捉え、ウォッチしていくことが重要になるでしょう。

¹³ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r05_02/

¹⁴ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/231115_shiryuu-2-1.pdf

¹⁵ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2023-0427_EN.pdf

¹⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_24_85

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要がある場合があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com